

ポイント付与規程の変更について

H. U. グループ健康保険組合のポイント付与規程変更について、健康保険法施行令第3条第2項の規定により以下の通り公告します。

記

第6条 第3条に定める健康優良者褒賞事業については、被保険者が原則として以下の全ての要件を満たした場合を対象とする。

(1) 当該年度に通年で当組合の被保険者(任意継続被保険者を含む(以下同じ))として在籍し、かつポイント付与当日に当組合の被保険者であること。

(2) 削る

(2) 当該年度内に事業主健診を含む健康診断を受診し、当組合にその結果を提出し、結果がAもしくはそれに準ずる内容であること。

2.ポイント付与は、前項の要件を満たした被保険者に対し、5,000ポイントを当該年度に1回に限り付与する。

(下線部変更箇所)

変更年月日：令和8年4月1日から施行する。

以上

令和8年2月27日

H. U. グループ健康保険組合
理事長 山本 幸史
(公印省略)